

福井高専地域連携アカデミア会則

(名称)

第1条 本会は、福井高専地域連携アカデミアと称する。

(目的)

第2条 本会は、福井工業高等専門学校（以下「福井高専」という。）の教育、研究、地域貢献に対して協力するとともに、会員相互並びに福井高専との連携・交流を深めて地域の経済発展、安全・安心、環境保全に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 福井高専との地域産業等との連携に関すること。
- (2) 福井高専の教育・研究への協力及び助成に関すること。
- (3) 産官学連携による技術研究開発の振興に関すること。
- (4) その他本会の目的達成に必要な事業に関すること。

(会員)

第4条 本会の会員は、本会設立の趣旨に賛同する企業をもって組織する。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名以内
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 2名
- (5) 幹事 若干名

(役員を選出及び任期)

第6条 前条第1号から第4号までの役員は、総会において選出する。

- 2 前条第5号の役員は、会長が指名する。
- 3 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 欠員が生じた場合の後任の役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、重要事項を審議し、これを処理する。
- 4 監事は、本会の会計を監査する。
- 5 幹事は、本会の庶務を担当する。

(顧問)

第8条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、役員会の推薦により会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長の諮問に応じ、又は会議に出席して意見を述べるができる。

(会議)

第9条 本会の会議は、総会及び役員会とし、議長は会長をもって充てる。

第10条 総会は、毎年1回開催し、総会において行う事項は、次のとおりとする。

- (1) 本会の事業推進についての重要事項の決定
- (2) 役員を選出
- (3) 会則の改正
- (4) その他必要事項

第11条 役員会は、必要に応じ会長が招集するものとする。

2 役員会において行う事項は、次のとおりとする。

(1) 本会の事業の企画運営

(2) その他会務遂行上必要と認められる事項

3 役員会の開催が困難である場合は、文書によって協議することができる。

(事務局)

第12条 本会の事務局は、福井県商工会議所連合会内に置く。

(会費等)

第13条 会員は、本会の円滑な運営を図るため、会費を本会へ納付するものとする。

2 会員は、第3条の事業に協力するため、福井高専へ必要な援助をするものとする。

第14条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(その他)

第15条 この会則に定めるもののほか、会則の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この会則は、平成17年4月1日から施行する。

2 福井工業高等専門学校教育研究振興会会則（平成7年3月22日制定）は、廃止する。

3 この会則は、平成27年6月22日から施行する。

福井高専地域連携アカデミア会費等に関する内規

第1 会費は、毎年1万円とし、年度当初に事務局指定の口座に振り込むものとする。

第2 寄附金は、毎年1口2万円（1口以上）とし、福井工業高等専門学校発行の振込依頼書により納付するものとする。

第3 物品の寄附及び諸援助については、福井工業高等専門学校に申し出るものとする。

附 則

1 この内規は、平成17年4月1日から施行する。

2 福井工業高等専門学校教育研究振興会入会金等に関する内規（平成7年3月22日制定）は、廃止する。